

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年 3 月 21 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 8 号

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程</u> （趣旨） 第 1 条 この規程は、<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例</u>（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （使用の開始等の届出） 第16条 （略） （1）使用の開始の届 <u>使用開始予定日の</u> 5 日前 （2）・（3） （略） （履行延期の特約） 第21条の2 <u>条例第23条の負担金のうち工業用水道の使用の廃止又は給水施設の切断に係るものについて、大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第1号）第12条の履行期限を延長する特約（以下「履行延期の特約」という。）</u>ををするときは、<u>使用者からの書面による申請に基づいてこれを決定し、書面により通知しなければならない。</u> 2 前項の規定による決定をするときは、<u>企業長が別に定めるところにより、その延長に係る履行期限を定め、特にやむを得ない理由があると認める場合を除き、履行延期の特約の申請の受付日（当該受付日が第21条の納期限以前のときは、当該納期限）の翌日から延期した納期限までの日数に応じ、前項の規定による負担金に対し、年3.1パーセントの割合で計算した延納利息（その額に1円未満の端</u>	<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程</u> （趣旨） 第 1 条 この規程は、<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例</u>（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （使用の開始等の届出） 第16条 （略） （1）使用の開始の届 <u>使用開始予定日</u> 5 日前 （2）・（3） （略） （履行延期の特約等） 第21条の2 <u>条例第23条に規定する負担金のうち工業用水道の使用の廃止又は給水施設の切断に係るものについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6第1項の規定に基づき履行延期の特約をするときは、使用者からの書面による申請に基づいて決定し、書面により通知しなければならない。</u> 2 前項の規定による決定をするときは、<u>納期限から5年以内においてその延長に係る履行期限を定め、特にやむを得ない理由があると認める場合を除き、履行延期の特約の申請の受付日（当該受付日が第21条の納期限以前のときは、当該納期限）の翌日から延期した納期限までの日数に応じ、当該負担金に対し、年3.1パーセントの割合で計算した延納利息（その額に1円未満の端数があるときは、そ</u>

数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を付すものとする。

3 前項の延納利息の額の計算について同項に規定する年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間においても、365日当たりの割合とする。

4 前3項に定めるもののほか、履行延期の特約に関し必要な事項は別に定める。

様式第1号(第3条関係)

工業用水道
権利義務承継申請書

(略)

下記のとおり、権利義務の譲渡を承認くださるよう大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例第5条の規定により申請します。

(略)

様式第2号(第4条関係)

工業用水道
会社名(代表者)変更届

(略)

下記のとおり、当会社の社名(代表者)に変更がありましたので、大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程第4条の規定により届け出ます。

(略)

様式第3号(第5条関係)

工業用水道
給水申込書(新規・変更)

(略)

下記のとおり、給水を受けたいので、大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例第6条の規定により申し込みます。

なお、給水を受けるに当たり、同条例及び同条例施行規程の各規定を遵守します。

(略)

(裏面) (略)

の端数を切り捨てるものとする。)を付すものとする。

3 前項の規定に定める延納利息の額の計算につき同項の規定に定める年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間に ついても、365日当たりの割合とする。

4 前3項に定めるもののほか、履行延期の特約等に関し必要な事項は別に定める。

様式第1号(第3条関係)

工業用水道
権利義務承継申請書

(略)

下記のとおり、権利義務の譲渡を承認くださるよう大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例第5条の規定により申請します。

(略)

様式第2号(第4条関係)

工業用水道
会社名(代表者)変更届

(略)

下記のとおり、当会社の社名(代表者)に変更がありましたので、大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程第4条の規定により届け出ます。

(略)

様式第3号(第5条関係)

工業用水道
給水申込書(新規・変更)

(略)

下記のとおり、給水を受けたいので、大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例第6条の規定により申し込みます。

なお、給水を受けるに当たり、同条例及び同条例施行規程の各規定を遵守します。

(略)

(裏面) (略)

様式第4号（第6条関係） 工業用水道 工事申込書（新設・増設・改造・切断） （略） 下記のとおり、工事を施行されたく、<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例第8条第1項の規定により申し込みます。</u> （略）	様式第4号（第6条関係） 工業用水道 工事申込書（新設・増設・改造・切断） （略） 下記のとおり、工事を施行されたく、<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例第8条第1項の規定により申し込みます。</u> （略）
様式第5号（第9条関係） 工業用水道 給水施設修繕請求書 （略） 当社所有の給水施設に下記のとおり異状を認めますので検査されたく、<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例第10条の規定により請求します。</u>なお、修繕その他の処置に要する費用は、当社が負担します。 （略）	様式第5号（第9条関係） 工業用水道 給水施設修繕請求書 （略） 当社所有の給水施設に下記のとおり異状を認めますので検査されたく、<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例第10条の規定により請求します。</u>なお、修繕その他の処置に要する費用は、当社が負担します。 （略）
様式第6号（第12条関係） 工業用水道 ポンプ設置許可申請書 （略） 下記のとおり、ポンプを設置したいので許可されたく、<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例第13条の規定により申請します。</u> （略）	様式第6号（第12条関係） 工業用水道 ポンプ設置許可申請書 （略） 下記のとおり、ポンプを設置したいので許可されたく、<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例第13条の規定により申請します。</u> （略）
様式第7号（第16条関係） 工業用水道 使用開始（休止・廃止）届 （略） 下記のとおり、使用を開始（休止・廃止）したいので、<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例第16条の規定により届け出ます。</u> （略）	様式第7号（第16条関係） 工業用水道 使用開始（休止・廃止）届 （略） 下記のとおり、使用を開始（休止・廃止）したいので、<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例第16条の規定により届け出ます。</u> （略）

様式第 8 号（第19条関係） 工業用水道 メーター検査請求書 （略） 下記のとおり、メーターに異状を認めますので検査されたく、<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例</u>第18条第1項の規定により請求します。 （略） 様式第 9 号（第25条関係） （略） 給水施設等検査員の証 （略） （裏面） <u>大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例</u>（抜粋） （略）	様式第 8 号（第19条関係） 工業用水道 メーター検査請求書 （略） 下記のとおり、メーターに異状を認めますので検査されたく、<u>大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例</u>第18条第1項の規定により請求します。 （略） 様式第 9 号（第25条関係） （略） 給水施設等検査員の証 （略） （裏面） <u>大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例</u>（抜粋） （略）
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例施行規程の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の様式により作成した用紙として使用することができる。